

事務連絡
令和3年3月19日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける
基礎疾患を有する者の範囲について

新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（令和3年2月9日内閣官房、厚生労働省）等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等においてお示しをしているところですが、第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年3月18日）の審議を踏まえ、以下の通り範囲を変更することとなりました。

については、本事務連絡の内容を管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等は追って改正をいたします。

記

新型コロナウイルスワクチンの接種順位に位置づける基礎疾患の範囲に、以下を追加する。

- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）
- ・知的障害（療育手帳を所持している場合）

以上

<参考1> 接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者について（上記変更を反映したもの）

<参考2> 第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料1-1